

柏崎市立田尻小学校いじめ防止基本方針

柏崎市立田尻小学校

平成 27 年 3 月 23 日策定

平成 31 年 4 月 1 日改定

令和 2 年 4 月 1 日改定

令和 3 年 4 月 1 日改定

令和 5 年 4 月 1 日改定

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

（1）いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

（2）学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生活指導主

任、養護教諭による「いじめ対策委員会」を設置して、本方針に基づく取組の実行、進捗「状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭関係学年主任、関係学級担任で早期対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

(1) わかる授業づくり

- ・「学習のやくそく」による学習ルールの徹底（時間を守る、授業中の姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など）
- ・目標を明確にもち、その目標に従って学習を進め、終末に評価をしていく一連の流れに沿った授業の展開
- ・児童一人一人に「意思決定」する場面や「自己有用感」をもたせる場面を授業の中に取り入れる
- ・授業の中で、互いの意見を認め合えるような場を意図的に設定する。
- ・学級担任による公開授業（公開授業を年1回以上行う。）学年部による指導案検討、授業参観、授業協議会、年3回低・中・高学年部から1回ずつ全教職員による授業参観により、わかる授業づくりに取り組む体制づくり

(2) 道徳教育の充実

- ・「いじめは決して許されない」「いじめを行ってはならない」「傍観者になってはいけない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。
- ・9月の学習参観日における人権教育、同和教育に関する全校一斉道徳授業の公開（保護者の参画）と事前の学年部による指導案検討会）
- ・「生きる」等を積極的に活用した授業の実施

(3) 特別活動の充実

- ・代表委員会や学級活動における、学校・学級における生活向上の諸問題の解決
- ・縦割班による異学年交流活動（清掃、学校行事、児童会行事、集会活動、休み時間の触れ合い等）とメッセージカードの交換
- ・東中学校区いじめ見逃しゼロスクール集会への参加（6年）
- ・いじめ見逃しゼロスクール集会で学んだことを、児童朝会で発表し、小学校のいじめ見逃し0に対する意識を高める。（生活指導部、児童会の取組）

(4) 体験学習の充実

- ・他者とかかわり、コミュニケーション能力を養う体験活動を、体系的・計画的に実施する。生活科、総合的な学習の時間、クラブ活動等での地域ボランティアの方とのかかわり（野菜の栽培活動、地区探検、畑の活動、昔遊び、花植え活動等）

(5) 学級経営の充実

- ・学級活動や朝の会、帰りの会等に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。

- ・一人一人が活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

(6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童のインターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。
- ・情報モラルの授業実践

(共通) …学習用 iPad の適切な使用について

「PUBG」「フォートナイト」「荒野行動」といったバトルロイヤルゲーム
(オンラインサバイバルゲーム) との適切な付き合い方について
プレイヤー同士(児童同士)の適切な関わり方について

(高学年) …SNS (LINE, Instagram, Facebook) などを中心した内容
ブログやチャット, 携帯電話の使い方

(中学年) …Nintendo Switch等の通信などを中心とした内容
インターネットの正しい使用, 著作権への気付き

(低学年) …児童の実態に応じた学習内容を学年部で決定し実施
PC教室のルールへの遵守

4 いじめの早期発見のための取組

(1) アンケート調査の実施

- ・いじめを早期に発見するために、児童に対するアンケート調査を実施する。生活アンケート年4回

(2) 教育相談の実施

- ・定期的な教育相談期間を設けて、全校児童を対象とした教育相談を実施する。
- ・生活アンケートの結果をもとに、教育相談を行う。
- ・「子どもを語る会」で児童の様子について話し合い、全職員で共通理解を図る。

(3) 家庭との緊密な連携(学年便りや連絡帳の活用・早期の電話連絡や家庭訪問)

5 いじめに対する早期対応

(1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。

(2) 校長は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じいじめと認知した場合は教育委員会に電話で第一報を入れ、その後、「いじめ認知報告書」により報告する。

(3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導並びにその保護者に対する助言を継続的に行う。

- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより児童の生命身体及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 など
- ②いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態への対応

- ①学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。
- ②いじめ対策委員会を中核に、教育委員会と連携として、以下の事項に留意し初期調査を実施する。
- ◆重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校と教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
 - ◆在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
 - ◆質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、あらかじめ調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。
 - ◆因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ◆民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
 - ◆いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合
 - ・いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - ・いじめた児童に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
 - ・いじめを受けた児童の状況にあわせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校

生活復帰の支援や学習支援等を行う。

◆いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院や死亡などの場合）

・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

③いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。

④調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7 教職員研修と保護者学習会（説明会）の実施

（1）いじめ防止等に関する教職員研修の実施

いじめの防止等（いじめの未然防止・早期発見・早期対応）に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、日々の観察の仕方など、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。（いじめ防止対策推進法の理解の研修，外部の指導者を招いての研修，生活指導に関する校外での研修の推進）

（2）いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

4月のPTA総会等を利用して、学校いじめ防止基本方針，いじめ防止等に関して保護者に協力いただきたいことなどを学習（説明）する機会を設け、いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。

8 いじめ防止の年間計画

いじめ対策委員会が中核となつて行う会議の開催時期，校内研修等の開催時期，その他個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

（別表 いじめ防止等のための年間計画）

9 学校評価と基本方針の検討

（1）学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容を評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

（2）学校いじめ防止基本方針の検討

国及び県、市の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

10 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開するなどの工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進す

るための広報に努める。

- ・ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。
- ・適時、学年懇談会等での話し合いを行う。

＊追記資料として、

いじめ防止対策推進法 第九条（保護者の責務等）

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

【別表】

田尻小学校

いじめ防止等のための年間計画

月	主な学校行事	いじめ防止に関する取組		
		未然防止	早期発見	その他
4	・入学式 ・学習参観① ・PTA総会 ・1年生を迎える会 ・地区子ども会① ・避難訓練① ・家庭確認	・保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 ・分かる授業に向けた校内研修の話し合い ・あいさつ運動(年間) ・学年学級懇談会	・子どもを語る会① ・学年学級懇談会	学校いじめ防止基本方針の確認 (職員会議)
5	・運動会	・メッセージカードの取組(運動会) ・ハートフルトーク①	・生活アンケート① ・ハートフルトーク①	
6	・5年自然教室 ・学習指導改善調査 ・地区子ども会②	・いじめ見逃し0朝会	・学校評価アンケート① ・子どもを語る会②	いじめ見逃しゼロ強調月間 (情報交換) 東中校区研修会
7	・学習参観② ・個別懇談	・学校評価アンケート① ・学年懇談会	・学年懇談会 ・個別懇談	
8		・学校評価会議①	・学校評価会議①	
9	・6年修学旅行	・学級懇談会	・子どもを語る会③ ・生活アンケート②	

	・学習参観③ ・親善陸上大会 ・避難訓練②	・人権教育、同和教育に関する全校一斉道徳授業の公開		
10	・校内マラソン大会 ・前期終業式 ・後期始業式 ・遠足 ・移行学級①			いじめ見逃しゼロ強調月間 なかま旬間
11	・音楽会 ・親善音楽会 ・6年生体験入学 ・よつわっ子祭り	・学校評価アンケート② ・ハートフルトーク② ・メッセージカードの取組(よつわっ子祭り)	・学校評価アンケート③ ・ハートフルトーク②	東中学校区絆スクール集会 (いじめ見逃しゼロスクール集会)
12	・個別懇談 ・総合学力調査	・全校朝会(人権教育、同和教育に関わる講話) ・全学級道徳授業 ・個別懇談	・個別懇談	校内人権協調週間
1	・スキー教室6年 ・スケート教室(3・4年) ・フリー参観日 ・避難訓練③	学校評価会議②	・学校評価会議② ・学年懇談会 ・生活アンケート④ ・子どもを語る会④	
2	・スキー教室5年 ・そり遊び(1・2年) ・移行学級② ・学習参観④	学年学級懇談会	・学年学級懇談会	
3	・6年生を送る会 ・地区子ども会③ ・卒業式	6年生を送る会		東中学校区小中一貫教育のまとめ
日常の取組		・分かる授業の実践と生徒指導的配慮 ・道徳教育の充実 ・社会性の育成 ・全校集会での講話 ・児童会、委員会による自治的な取組	・毎日の児童の観察記録の蓄積 ・職員終会時における情報交換	地域及びPTAの防犯パトロール

学校の相談窓口

○学校電話番号 22-4315 (担当：教頭)

新潟県のいじめ相談

- ・いじめ等の問題で悩む児童や保護者等の相談に応じる機関です。
- ・学校教育に詳しい相談員がお話をお聞きします。
- ・相談者が望めば、学校への働きかけも可能です。

○新潟県いじめ相談電話 025-526-9378
0258-35-3930
025-426-7509

○24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310 (なやみ言おう)

◆全国どこからでも24時間近くの相談員につながります。

(PHS, IP 電話からはつながりません。)

県立教育センターのいじめ相談

- ・長期的な面接相談にも応じます。

☆電話相談 9:10~16:00 (土・日・休日を除く)

○いじめ・不登校等悩みごと相談テレホン

025-263-4737

☆来所相談・電話相談 9:00~17:00 (土・日・休日を除く)

○県立教育センター教育相談 025-263-9029

法務局のいじめ相談

- ・いじめ, 体罰, 虐待, 差別など人権に関する問題全般の相談機関です。
- ・人権擁護委員, 法務局職員が, お話をお聞きします。
- ・相談内容によっては, 人権侵害事件としての調査などを行います。

☆電話・面接・文書相談 月曜日から金曜日 8:30~17:15

みんなの人権 110 番 全国共通 人権相談ダイヤル

0570-003-110

○柏崎支局 0257-23-5226

○子どもの人権 110 番 0120-007-110

○女性の人権ホットライン 0570-070-810

警察のいじめ相談

- ・非行やいじめなどの少年問題に関する相談を受けます。
- ・少年警察補導員や警察官がお話をお聞きします。
- ・サポートセンター 8:30~17:15 (土・日・休日を除く)
- ・警察署 9:00~17:45 (土・日・休日を除く)

○長岡少年サポートセンター 0258-36-4970

○柏崎警察署 0257-21-0110

児童(生徒)相談所の相談

・18歳未満の子どもの家庭や学校での問題, 不登校, 非行, 発達の遅れ, 療育手帳の判定, 虐待等の養育問題などについて相談に応じます。

☆子ども・女性電話相談 9:00~22:00 (年中無休)

○子ども・女性電話相談 025-382-4152

☆電話・面接(予約制)相談 8:30~17:15 (平日)

○長岡児童(生徒)相談所 0258-35-8500

【いじめ発生時の組織的対応の流れ】

「資料」

【いじめ問題の発生】



【いじめ問題の把握】

情報を得た教職員

情報の整理



生活指導主任



【いじめ防止対策委員会】

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、
関係学年主任、関係学級担任



①報告、共通理解、調査方針、役割分担 等



②聞き取り調査、事実の突き合わせ、記録 等



③報告、共通理解、指導・対応の確認、役割分担 等



④指導・対応（本人、関係者、保護者）、事後指導 等



⑤経過観察、保護者との連携等



「個別の指導計画」への記録

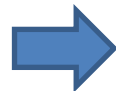
市教育委員会への報告



必要に応じて
関係機関に相談
警察・児童相談所等



全職員への周知



【重大事態発生時における対応の流れ】

